

論文の内容の要旨

論文題目

制裁なき平和の追求—両大戦間期アメリカにおける戦争違法化運動

氏名

三牧 聖子

本稿は、大戦間期のアメリカに隆盛した戦争違法化運動（outlawry of war movement）の研究である。この運動は、第 1 次世界大戦の惨禍に衝撃を受けたシカゴの弁護士サーモン・O・レヴィンソンによって開始された。レヴィンソンの「戦争違法化」の最大の意義は、国際連盟で進められた「侵略戦争の違法化」を批判し、あらゆる戦争の違法化という「もう 1 つの戦争違法化」を追求したことにあった。連盟規約で違法とされた戦争は、「侵略」戦争に限定されており、「自衛」戦争、及び侵略国に対する連盟の「制裁」は合法的な武力行使として認められていた。これに対し、レヴィンソンは、「侵略」戦争のみならず、「制裁」や「自衛」戦争を含む「あらゆる戦争の違法化」を掲げ、軍事制裁や罰則への恐怖ではなく、国際法及び国際世論に支えられた秩序があるべきものとして追求した。レヴィンソンの運動とその「制裁なき平和」の理想は、1920 年代、上院議員のウィリアム・E・ボラーや哲学者のジョン・デューイらを含む多くの賛同者を生みだし、その成果は 1928 年のパリ不戦条約に結実していった。しかし 1930 年代以降の国際秩序の動揺の中で、戦争違法化運動は批判にさらされていき、第 2 次世界大戦の勃発によって終焉を迎えた。今日、大戦間期における戦争違法化の推進について語られる際、レヴィンソンの運動や思想が顧みられることはほとんどない。

しかし 21 世紀の世界において、軍事制裁の正当性、その平和への貢献はもはや自明のものではない。今日ますます多くの人々が、侵略国を巨大な暴力で「懲罰」することによって平和を維持する刑罰的な世界観に疑問を提示し、オルタナティブの平和を模索している。レヴィンソンの「制裁なき平和」の理想と、その理想の実現に向けた格闘を再評価する作業は、こうした意味で、極めて今日的な課題でもある。

本稿は序章、1～6 章及び終章の全 8 章によって構成されている。

第 1 章では、戦争違法化運動の思想的起源を探究するために、アメリカ平和運動の黎明期から 20 世紀初頭の平和主義の基調を概観する。戦争違法化「運動」の起源は第 1 次世界大戦でも、その中核となる「思想」の起源はその遙か以前、19 世紀の平和運動の黎明期に遡る。特に本章では、後に戦争違法化運動にも引き継がれていく伝統的な平和思想として、次の 2 つの思想を明らかにする。1 つは、国際法の発展、それを適切に運用する国際法廷の創設こそが国際平和の最善の方途であるという「法と裁判による平和」に対する信念である。もう 1 つは、国際法秩序を究極的に支えているのは、法の侵犯国に対して行使される物理的制裁ではなく、国際世論という「道義的制裁 (moral sanction)」であるという信念である。本章ではこの 2 つの理想主義が、アメリカ平和運動の黎明期から、多くの人々に共有されてきたことを明らかにし、大戦間期に戦争違法化運動が隆盛することになる思想的・歴史的背景を明らかにする。

第 2 章では、第 1 次世界大戦が、「法と裁判による平和」及び「道義的制裁」という伝統的な 2 つの理想主義に、両義的な影響を与えたことを明らかにする。一方で、世界大戦を目撃し、一部の平和主義者は、国際平和は究極的には軍事制裁によって支えられなければならないという思想に傾倒していった。そのことを象徴していたのが、平和強制連盟 (League to Enforce Peace) の創設であった。他方、「戦争を終わらせるための戦争」であったはずの大戦が、懲罰的なヴェルサイユ条約に帰結し、連盟規約に軍事制裁条項が盛り込まれたことに失望した平和主義者たちは、アメリカ平和主義の伝統の正しさを確信し、平和は軍事制裁ではなく、国際世論という「道義的制裁」のみに依拠して実現されねばならないという決意を新たにしていた。第 1 次世界大戦は、「法と裁判による平和」と、国際世論という「道義的制裁」というアメリカ平和主義の伝統に大きな挑戦を突き付けたが、その終焉をもたらすことはなかった。

第 3 章から第 5 章は、戦争違法化運動の開始から没落までの過程を考察する。

第 3 章は、1920 年代におけるレヴィンソンの思想と運動の発展を、もう 1 人の「戦争違法化」の唱導者であり、レヴィンソンの最大の論敵であったカーネギー平和財団のジェームズ・T・ショットウエルの思想と対比させながら考察する。両者は、連盟規約に盛り込まれた軍事制裁をめぐって激しい論争を展開した。レヴィンソンは、軍事制裁の役割を肯定し続けてきたことが、世界が戦争から解放されていない根本原因であるとして、「制裁」を目的とする武力も違法化されねばならないとした。これに対してショットウエルは、国際秩序を維持するために行使される「制裁」と、国家が利己的な目的のために遂行する「戦争」とは厳密に区別されねばならないとして、侵略国に対する軍事制裁を合法とする国際連盟こそが、「真の戦争違法化」の道を示していると主張した。

第 4 章は、1928 年に成立したパリ不戦条約が、レヴィンソンとショットウエルの 2 つの「戦争違法化」論において、それぞれどのような意義付けを与えられていたかを考察する。

レヴィンソンにとって、制裁を規定していない不戦条約は、「制裁なき平和」の実現に向けた重要な端緒であった。もっともレヴィンソンも、諸国家が不戦を誓約することによって戦争が廃絶されると楽観していたわけではない。レヴィンソンは、不戦条約の成立が「半分の勝利」に過ぎないことを強調し、次なる課題として、連盟規約の軍事制裁条項の撤廃と、アメリカの連盟及びハーグ常設国際司法裁判所への加入を掲げた。これに対してショットウェルは、制裁条項の欠如に不戦条約の致命的な欠陥を見出していた。ショットウェルは、不戦条約に制裁規定を付け加え、ヨーロッパのロカルノ条約（1925）をモデルとする「アメリカン・ロカルノ」体制へと発展させる道を模索した。もっとも不戦条約成立直後にあつては、ショットウェル流の懲罰的な「戦争違法化」論は多くの支持者を得られなかった。ハーバート・C・フーヴァー大統領は軍事制裁を嫌悪していた。ジュネーブの連盟総会では、戦争を原則的に否定する不戦条約が成立した今、一定のケースにおける戦争を合法的なものとする連盟規約も、不戦条約の精神に沿って改正されるべきだという機運が高まっていた。こうして不戦条約締結後、「制裁なき平和」というレヴィンソンの理想は、一部の急進的な平和主義者のみならず、国内外に広く共鳴を生み出しつつあった。

第5章は、戦争違法化運動が1930年代の国際秩序の動揺の中で、批判にさらされ、第2次世界大戦を決定的契機として没落するまでの過程を考察する。1931年9月に中国東北部で起こった満州事変は、戦争違法化運動に重大な挑戦を突きつけた。レヴィンソンは、国際社会は今こそ一致団結して、日本に道義的非難という「平和の制裁 (sanctions of peace)」を行使しなければならないと主張した。このような彼らの主張は一見、ヘンリー・L・スティムソン国務長官が表明した不承認政策と重なり合うものであった。しかし国際世論という「道義的制裁」への評価において、両者の間には重大な差異があった。スティムソンは、不承認政策の実効性に疑問を抱きつつ、日本に対するそれ以上の制裁がフーヴァー大統領やアメリカ国民に受け入れられることはおよそ考えられないという理由で、それを消極的に支持した。不承認政策が目に見える効果を表わさない中で、スティムソンは不承認政策への露骨な懐疑を示すようになっていく。これに対してレヴィンソンは、不承認政策が効果を表わさない理由を、その非強制的な性質にではなく、諸国家が一致団結してそれを行って来ない現状に求めた。レヴィンソンは、世界は今、不承認政策の漸進的な効果にしびれを切らして再び武器をとり、「戦争システム」を再生産するか、諸国家の団結によって世界規模の「平和の制裁」を実現させ、「戦争システム」を乗り越えるための一步を踏み出すかの岐路にいると訴え続けた。

第6章は、戦争違法化運動が終焉を迎えていく過程を描き出す。第2次世界大戦の勃発後、アメリカ国民の間には「平和の強制」という観念が急速に広まり、非軍事的な手段で平和を構築しようとする主張や運動の余地は急速に狭められていった。さらにその後、米ソ冷戦が急速に進行していく中で、デューイらかつての戦争違法化論者も、ソ連という「侵略」国に対する「制裁」としての軍事行使を肯定するようになる。こうして戦争違法化運動は、「思想」としても放棄されていった。米ソ冷戦という国際環境に直面したアメリカで、新たな外交指針として注目されたのは、ハンス・J・モーゲンソー、ジョージ・F・ケナン、ラインホルド・ニーバーらを主要な唱導者とする現実主義外交論であった。彼らは、従来のアメリカ外交の「法律家的・道徳的アプローチ (moralistic-legalistic approach)」への傾倒を批判し、国際平和に向けた本質的課題は、国際法をいかに運用し、発展させてい

くかという「法」の次元ではなく、パワーと利害の調整という「政治」の次元にあると主張した。このような主張は、戦争違法化運動の思想的前提を根本的に否定するものであり、現実主義外交論の台頭と普及は、戦争違法化運動の最終的な終焉を告げるものであった。

終章は、戦争違法化運動の正の遺産と負の遺産について総括する。レヴィンソンの戦争違法化運動は、その精神を忘却してきたアメリカ外交、それとは対照的に、戦争違法化運動にひたすら肯定的な眼差しを向けてきた日本の平和主義に、それぞれどのような示唆を投げかけるものだろうか。本章では、戦争違法化運動の意義とともに、限界にも目を向けながら、その両面の遺産を明らかにする。